

## [ 2 ] 定款（定款例）

定款とは、組織活動の根本規則であり、これを記載した書類のことです。

法人は、法令に従い、定款に記載された目的の範囲内において権利を有し義務を負います（民法34）。定款に定めていない事業活動や法人運営を行うことは適正ではありません。定款は法人内部の規範でもあり、社員に対して明確なものでなければなりません。法務局での登記手続や契約上必要な場合もあります。また、内閣府ポータルサイト等で情報公開されており、全国の市民の皆様がインターネットでいつでもどこからでも見ることができます。

とても重要な書類ですので、法人内でよく確認して把握し、常に精査しましょう。

### 【 定款に必ず記載が必要な事項（絶対的記載事項） 】

定款には、以下の事項について必ず記載が必要です（法11①）。

- ① 目的
- ② 名称
- ③ 特定非営利活動の種類および特定非営利活動に係る事業の種類
- ④ 主たる事務所および他の事務所の所在地
- ⑤ 社員（社員総会で議決権を有する者）の資格の特喪に関する事項
- ⑥ 役員に関する事項
- ⑦ 会議に関する事項
- ⑧ 資産に関する事項
- ⑨ 会計に関する事項
- ⑩ 事業年度
- ⑪ その他の事業を行う場合は、その種類その他当該その他の事業に関する事項
- ⑫ 解散に関する事項
- ⑬ 定款の変更に関する事項
- ⑭ 公告の方法
- ⑮ 設立当初の役員

※「〇〇に関する事項」について、どこまでが絶対的記載事項なのかという線引きが明確ではありません（書籍「NPO法コンメンタール」より）。本ガイドブックでは定款の記載事項について、次の3種に分類します。

- (1) **絶対的記載事項**…記載を欠くと、定款そのものの効力がない事項です。前項の絶対的記載事項①～⑮のうち1種でも記載がない定款は認証することができません。
- (2) **相対的記載事項**…記載を欠いても定款そのものの効力とは無関係ですが、定款に記載しないとその事項の効力を生じない事項です。NPO法の任意規定に対応する記載事項です。
- (3) **任意的記載事項**…効力等とは無関係であり、団体が任意に記載する事項です。ただし定款に記載した以上、その規定を守る義務が生じます。この定款例での任意的記載事項の代表的な例は、第6章の理事会に関する記載です。

定款の各条文が上記(1)～(3)のいずれかに該当するのかが確認することが必要です。ひとつの条文の中に2種または3種が混在している場合があります。

この定款例では、各条文に**絶** **相** **任** を付します。

登記が必要な事項については、各条文に**登**を付します。

## 【社員総会と理事会】

法人の意思決定を社員総会主導型（社員（正会員）主導）とするか理事会主導型（理事主導）とするかで、定款の作りが異なります。このガイドブックの定款例は、①理事会を設置した社員総会主導型の定款例と、②理事会を設置した理事会主導型の定款例の2種類を掲載しています。①と②で記載の異なる箇所は網掛け（ ）で表しています。

社員総会は法人の最高の意思決定機関であることや民主制の観点、法人の規模、意思決定の迅速性を考慮して、社員総会と理事会の権能のバランスをよく検討してください。

### 【社員総会主導型の特徴】

社員総会が法人の最高の意思決定機関であることから、より多くの社員の声を組織の意思決定に反映させることを重視する

### 【理事会主導型の特徴】

迅速な意思決定を優先し、組織の機動性を高めることを重視する

なお、社員総会は法で少なくとも年一回の開催が定められていますが、理事会についての法の規定はなく、理事会は必ず置かなければならないものではありません。ただし、法人の

業務（※）は、定款に特別の定めがない事項については理事の過半数で決することになります（法17）。

※「法人の業務」の例

- ①社員総会の議決事項の執行に関するもの ②社員総会に提出する議案
- ③事業計画、活動予算書の作成 ④決算書、事業報告書の作成 など

## 【法人の定款より法律が優先】

法人の定款より法律が優先しますので、法人の定款のみを守っていればよいわけではありません。

例えば、解散の公告について、法では「官報」で行うことが義務づけられています。法人の定款では「官報で行う」ことが定めてなく「掲示場で行う」とのみ定めてあった場合、「掲示場」のみで公告をすればよいわけではなく、「官報」（法で規定）と「掲示場」（法人の定款で規定）の両方で公告しなければなりません。混乱を避けるために、定款例では法で規定されている「官報で行う」旨を記載しています。

定款例には法の規定が入れ込まれています。定款を作成、変更するときは、役員の代替わり等後々の法人体制を考慮して、よく検討してください。

法人の設立や運営に当たっては「NPO法を知らなかった」では済まされませんので、NPO法を読んで承知しておくことも大事です。

## 【定款例の構成】

定款例は、次のように構成しています。

### 定款例①（理事会を設置した社員総会主導型）P. 112～128

- 第1章 総則 (1条～2条)
- 第2章 目的および事業 (3条～5条)
- 第3章 会員 (6条～10条)
- 第4章 役員 (11条～17条)
- 第5章 社員総会 (18条～23条)
- 第6章 理事会 (24条～28条)
- 第7章 資産および会計 (29条～32条)
- 第8章 定款の変更、解散および合併 (33条～36条)

第9章 公告の方法 (37条)

第10章 事務局 (38条)

第11章 雑則 (39条)

附 則

**定款例②（理事会を設置した理事会主導型） P. 1 2 9～1 4 5**

第1章 総則 (1条～2条)

第2章 目的および事業 (3条～5条)

第3章 会員 (6条～10条)

第4章 役員 (11条～17条)

第5章 社員総会 (18条～23条)

第6章 理事会 (24条～28条)

第7章 資産会計 (29条～32条)

第8章 定款の変更、解散および合併 (33条～36条)

第9章 公告の方法 (37条)

第10章 事務局 (38条)

第11章 雑則 (39条)

附 則

**定款例中の【 】について**

定款例の【 】内は、空白であったり、数字を記載していたりします。  
法人が定款を作成する時に、【 】内に数字を記載してください。

## 定款例①（社員総会主導型）

R6.4.1 改正版

## 特定非営利活動法人〇〇〇〇〇〇定款

## 第1章 総 則

## (名称) 絶登

## 第1条 この法人の名称を特定非営利活動法人〇〇とします。

- 国または地方公共団体の機関等と誤認されるような名称は適当ではありません。  
例：NPO法人〇〇厚生労働省、NPO島根県〇〇課など
  - 他の法令等で、使用が禁止されている名称は使用できません。  
例：社会福祉法人〇〇NPO、NPO法人〇〇病院、NPO法人〇〇銀行など
  - 既存のNPO法人と名称および主たる事務所の所在地を同一とする内容の設立の登記はできません。同一の内容がないかは所轄の法務局でご確認ください。
  - 法人の名称は「NPO法人〇〇〇〇〇」とすることもできます。
  - 法人名称として登記に使用できる符号は以下のとおりです。
    - ①ローマ字（大文字および小文字）、②アラビア数字
    - ③「&」（アンパサンド） 「'」（アポストロフィー） 「,」（コンマ）  
「-」（ハイフン） 「.」（ピリオド） 「・」（中点）
- ※③は、字句（日本文字を含む。）を区切る際の符号として使用する場合に限り用いることができます。したがって、商号の先頭または末尾に用いることはできません。
- ※ローマ字を用いて複数の単語を表記する場合に限り、当該単語の間を区切るために空白（スペース）を用いることもできます。

## (事務所) 絶登

## 第2条 この法人の主たる事務所は、島根県〇〇市に置きます。

- 事務所を複数設置する場合は、「主たる事務所」と「その他の事務所」を明確に区分したうえですべての事務所の所在地を記載する必要があります。

2 この法人は、前項のほか、その他の事務所を〇〇県〇〇市に置きます。

- 事務所の表示は、最小行政区画（市町村）まで記載し、それ以降の地番の記載を省略することができます。そのようにすると同じ市町村の中での移転の場合には、定款変更の手続を省略できます。ただし、設立認証申請書や登記の際には地番まで明示する必要があるため、事務所の表示を最小行政区画（市町村）でとどめる場合は、「定款附則」や「総会議事録」等で番地まで確認できるようにしておかなければなりません。登記の際にはこれらの書類を法務局へ提出する必要があります。  
なお、法務局へ申請書提出の際に、各添付情報の原本の返却を希望される方は、原本の写しを作成した上「原本と相違ない」と記載し、原本とともに提出する必要があります。
- 事務所には定款や財産目録を備え置く必要があります。閲覧の請求があったときは、閲覧させなければなりません（法14、法28）。

## 第2章 目的および事業

### （目的）**絶****登**

**第3条** この法人は、〔①〕に対して、〔②〕に関する事業を行い、〔③〕に寄与することを目的とします。

- 特定非営利活動を行うことを主たる目的とした法人であること等を明らかにする必要があります。例えば、目的には、① 受益対象者の範囲、② 主要な事業、③ 法人の事業活動が社会にもたらす効果（どのような意味で社会の利益につながるのか）や法人としての最終目標等を具体的かつ明確に伝わるように記載します。
- 定款例第3条（目的）と第4条（活動の種類）、第5条（事業）は整合します。

### （特定非営利活動の種類）**絶****登**

**第4条** この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行います。

- (1) 保健、医療または福祉の増進を図る活動
- (2) 農村漁村または中山間地域の振興を図る活動
- (3) ……

- 法2①別表に掲げる活動の種類について、該当するものをすべて、法の表記どおりに記載します（本ガイドブック第1章1.⑥参照）。
- 定款例第3条（目的）と第4条（活動の種類）、第5条（事業）は整合します。

### （事業）**絶****登**

**第5条** この法人は、第3条の目的を達成するため、次の種類の特定非営利活動に係る事業を行います。

- (1) ○○○○○事業
- (2) ○○○○○事業
- (3) ……
- (4) その他目的を達成するために必要な事業

- 法人が行う具体的な事業の内容を記載します。
- 定款に記載のない事業を行うことはできません。
- 特定非営利活動に係る事業であっても、事業収益をあげることは可能です。なお、特定非営利活動に係る事業であっても、税法上の収益事業に該当する場合は、法人税等の課税対象となります。
- 特定非営利活動に係る事業において、付随的な事業を行う場合には、「その他目的を達成するために必要な事業」と記載します。
- 定款例第3条（目的）と第4条（活動の種類）、第5条（事業）は整合します。

～「その他の事業」について～

- 「その他の事業」とは、特定非営利活動に係る事業を経済的に補うための事業や会員間の相互扶助のための共益的な事業を指し、特定非営利活動事業に支障のない限り行うことができます（法5①）。
- 「その他の事業」を行う場合は、次のように記載します。

第5条 この法人は、その目的を達成するため、次の事業を行います。

(1) 特定非営利活動に係る事業

①○○○○○事業

②○○○○○事業

③……………

(2) その他の事業

①○○○○○事業

②……………

2 その他の事業は、特定非営利活動に係る事業に支障がない限り行うものとし、収益を生じた場合には、この法人が営む特定非営利活動に係る事業に使用しなければなりません。

- 「その他の事業」において、「その他目的を達成するために必要な事業」の記載はできません。

### 第3章 会 員

(種別) **絶**

第6条 この法人の会員は次の【2】種類とし、正会員を特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上に規定されている社員とします。

(1) 正会員（社員） この法人の目的に賛同し、法人の運営に関与する意思を持って入会した個人および団体です。社員総会に出席し、意見を述べ、議決に加わることができます。

(2) 支援会員 この法人の目的に賛同し、この会の活動を財政的に支援するために入会した個人および団体です。社員総会に出席し、意見を述べることはできますが、議決に加わることはできません。

- 社員とは、社員総会で議決権を有する者のことです。法人と雇用関係にある者（従業員）のことではありません。
- 会員は、個人その他、法人や団体なども可能です。
- 会員の名称等は自由に設定できますが、どの会員種別が法上の社員（社員総会で議決権を有する者）に当たるのかを明確にする必要があります。
- 支援会員等、正会員（社員）以外の会員の種別を定款で定める場合は、正会員と区別して記載します。
- 正会員（社員）以外の会員種別を定款で定めるかどうかは、法人の任意です。

(入会) **絶**

第7条 会員の入会については、特に条件を定めません。

2 この法人に会員として入会しようとする人（団体を含む）は、理事長あてに入会の申し込みをするものとします。

3 入会の申し込みに対して、理事長は、入会を拒否する正当な事由がない限り入会を認めるものとします。

- 正会員（社員）の資格の得喪に関して不当な条件を設けてはなりません。条件を付す場合は、法人の目的に照らして合理的かつ客観的なものでなければ認められません（本ガイドブック第1章1.（2）⑩参照）。

〈 正会員の入会についての条件を定める場合の記載例 〉

第7条 正会員は、次に掲げる条件を備えなければなりません。

(1) …

(2) …

2 会員として入会しようとする人（団体を含む）は、理事長あてに入会の申し込みをするものとします。

3 入会の申し込みに対して、理事長は、入会を拒否する正当な事由がない限り入会を認めるものとします。

#### （会員の資格の喪失）

第8条 会員は次のときに、会員の資格を喪失します。

- (1) 退会届を提出したとき  
(2) 継続して【 】年以上会費を滞納したとき  
(3) 除名されたとき  
(4) 会員が死亡し、または会員である団体が消滅したとき

- 第4号…除名を資格喪失の条件とする場合は、除名に関する規定を置きます（定款例第10条（除名）参照）。

#### （退会）

第9条 会員は、退会届を理事長に提出して、任意に退会することができます。

- 退会が任意であることを明確にします。任意に退会できない場合などは法に抵触します。

#### （除名）

第10条 会員がこの法人の目的または定款の定め反する言動をした場合または会の秩序を乱すなど会員としてふさわしくない行為をした場合は、社員総会の議決により除名することができます。

2 前項の定めにより除名しようとする場合、議決の前に除名の対象になった会員に弁明の機会を与えなければなりません。

- 除名は、法人の一方的な意思で会員の資格を失わせるものですので、手続を慎重に行う必要があります。
- 「社員総会の議決」を「理事会の議決」等とすることもできますが、その場合も弁明の機会を設けることは重要です。
- 除名について定款で定めがない場合は、通常の社員総会で議決します。
- 定款例第19条（社員総会の権能）および第24条（理事会の権能）と整合します。

## 第4章 役員

#### （種別および定数）



**第11条** この法人に次の役員を置きます。絶

- (1) 理事 【3】人以上【 】人以下  
 (2) 監事 【1】人以上【 】人以下

**2** 理事のうち、1人を理事長、【 】人を副理事長とします。相**3** 役員は、社員総会において選任し、理事長および副理事長は理事の互選とします。

- 役員とは、理事および監事のことをいいます。顧問等の役職を置く場合は、この章以外の章に規定します。
- 「理事」および「監事」は明確に区分します。
- 理事は3人以上、監事は1人以上としなければなりません(法15)。
- 役員の定数は「〇人」と記載することもできます。
- 役員は、個人に限ります。法人や団体は役員にはなれません。
- 第2項…職名は、理事長、代表理事、専務理事などとすることも可能です。その場合は、定款の全ての表記を統一してください。

**(選任の制限)** 任**第12条** 役員を選任については次の制限があります。

(1) それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族で役員に選任できるのは1人までです。

(2) それぞれの役員についてその役員並びにその配偶者および3親等以内の親族の合計人数が役員の総数の3分の1を超えてはなりません。

**2** その職務の公平性を保つために、監事は理事や職員を兼ねることはできません。

- 役員の欠格事由に該当する者は役員にはなれません（法20、本ガイドブック第1章1.(2)③参照）。
- 第1項…理事および監事が6人以上の場合に限り、配偶者若しくは3親等以内の親族を1人役員に加えることができます（法21）。

**(職務)** 絶

**第13条** 理事長は、この法人を代表する権限を持ち、法人の業務の全体をまとめて運営します。理事長以外の理事は、この法人を代表する権限を持ちません。相

**2** 副理事長は、理事長を補佐します。また理事長に事故あるときまたは理事長が欠けたときは、あらかじめ定めた順番により代表権を持つ理事長の職務を代行します。

相

**3** 理事は、理事会を構成し、この定款の定めおよび社員総会の議決に基づき、この法人の業務を執行します。任

**4** 監事は、次の職務を行います。任

- (1) 理事の業務執行の状況が適正であるか否かを監査します。
- (2) この法人の会計処理の方法が適正であるか否かなどの財産の状況を監査します。
- (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務または財産に関し不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを社員総会または所轄庁に報告することとします。
- (4) 前号の報告のために必要があるときは社員総会を招集することができます。
- (5) 理事の業務執行の状況またはこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べるために理事会の招集を請求することができます。

- 第1項…「法人を代表する権限を持つ」とは、その権限を持つ者の行為のみが法人の行為として認められるということです。NPO法人では、原則として理事全員が代表権を持ちます。しかしこの定款例のように理事の中の一部の者のみが代表権を持ち、他の理事は代表権を持たないとすることもできます。代表権を制限しなけ

れば、すべての理事が法人を代表することになり、各理事のあらゆる法律行為（契約等）が有効になりますので、混乱を生じないように、法人内で注意が必要です。理事長を置き、その他の理事の代表権を制限するのが一般的です（法 16）。理事長以外にも法人を代表する理事がいる場合には、例えば第 1 項に「理事全員は、この法人を代表します。」、「理事長および常務理事は、この法人を代表します。」というように記載します（法 16）。

- 第 2 項…副理事長が 1 人の場合は、「あらかじめ定めた順番よって、」の記載は不要です。
- 第 4 項…監事は代表権を持ちません（法 18）。理事会は必ず置かなければならないものではありません（法での規定はありません。）。

### （任期等）**絶**

**第 14 条 役員**の任期は、就任から【2】年間とします。ただし、再任を妨げません。

**2** 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の社員総会が終結するまでその任期を伸長します。

**3** 補欠として就任した役員または増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者または現任者の任期と揃えるために前任者または現任者の任期の残存期間とします。**相**

**4** 理事長は、辞任または任期満了後においても、代表者が不在のために法人に損害が生じるおそれがあるときは後任者が就任するまでその職務を行わなければなりません。**相**

**5** 理事または監事のうち、その定数の 3 分の 1 を超える者が欠けたときは、速やかに補充します。**任**

- 第 1 項…役員任期は 2 年以内において、定款で定めなければなりません（法 24①）。
- 第 2 項…定款第 11 条第 3 項（選任等）において役員全員を社員総会で選任する旨を規定している場合に限り、伸長規程を置くことができます（法 24②）。事業年度終了後（役員任期満了後）に社員総会を開く場合などの役員任期切れなどによる役員不在を防げます。特に代表権を有する理事は登記事項ですので、注意が必要です。詳しくは法務局へお問い合わせください。役員を理事会で選任する旨の規定をしている場合は、伸長規程を置くことはできません。
- また、任期の短縮についても併せて定める場合は、次のように規定します。

**2** 前項の規定にかかわらず、任期満了前に、社員総会において後任の役員が選任された場合は、当該社員総会が終結するまでを任期とします。また、任期満了後、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の社員総会が終結するまでその任期を伸長します。

- 第 5 項…定数とは、定款例第 11 条（役員の種類および定数）で定めた人数をいいます。役員は、その定数の 3 分の 2 以上いなければならず、欠員が 3 分の 1 を超えた場合は、遅滞なく補充しなければなりません（法 22）。理事が欠けた場合において、業務が遅滞することにより損害が生じるおそれがあるときは、「仮理事」を選任するための手続をとらなければなりません（法 17 の 3）（本ガイドブック P.9⑮、P.10「仮理事（役員の補充）と特別代理人（利益相反）」参照）。

**（解任）** 

第15条 役員が次の各号のうちのひとつに該当する場合には、社員総会の議決により、これを解任することができます。この定めにより解任しようとする場合、議決の前にその役員に弁明の機会を与えなければなりません。

- (1) 法令、定款に違反する行為があったとき
- (2) 職務の遂行に堪えない状況にあると認められるとき
- (3) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき

- 理事の解任を理事会の議決事項にすることもできます。ただし、監事の解任については、理事や法人の業務を監査するという監事の職務の性質上（法18）、社員総会の議決事項にすることが望ましいです。
- 定款例第19条（社員総会の権能）および第24条（理事会の権能）と整合します。

**（役員報酬）** 

第16条 この法人が役員報酬を支払うことができる役員の数、役員総数の3分の1以下です。他の役員には、名称の如何を問わず報酬を支払うことはできません。

**（利益相反）** 

第17条 法人の利益と理事長個人との利益が相反する事項については、理事長は、代表権を行使できません。この場合は、他の理事を特別代理人に選任するように所轄庁に対して請求しなければなりません。

- 法人と法人の代表権者との間で利益相反する場合、その理事はその事項について法人を代表して契約行為等はできないので、「特別代理人」を選任するための手続をとらなければなりません（法17の4、本ガイドブックP.10「仮理事（役員）の補充」と特別代理人（利益相反）」参照）。

## 第5章 社員総会

**（社員総会の種別）** 

第18条 この法人の社員総会は、通常社員総会および臨時社員総会の2種とします。

- 理事は、少なくとも毎年一回、通常社員総会を開かなければなりません（法14の2）。
- 理事は、必要があると認めるときは、いつでも臨時社員総会を招集することができます（法14の3）。

**（社員総会の構成、権能）** 

第19条 この法人の社員総会は、正会員を構成員とします。

2 以下の事項は、社員総会において議決しなければ効力を生じません。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 解散し、清算事務を終えたのちの残余財産の譲渡先を決定すること
- (5) 事業計画および予算並びにその変更
- (6) 事業報告および決算
- (7) 役員を選任または解任、職務および報酬

**（８） 入会金および会費の額****（９） 借入金（その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。）その他****新たな義務の負担および権利の放棄****（１０） 事務局の組織および運営****（１１） 会員の除名****（１２） その他運営に関する重要事項**

- 社員総会は法人の最高機関であり、社員総会の議決事項をここで明確にします。定款例第24条(理事会の権能)等の他の条文と整合します。
  - 定款で理事会などに委任されたもの以外は、すべて社員総会の議決事項です（法14の5）。
  - 法で社員総会議決事項と定められているものは次の項目です。
    - (1)定款の変更（法25①）
    - (2)解散（法31①一）
    - (3)合併（法34①）
- これ以外の事項については、理事会等の議決事項とすることができます。

**（社員総会の開催、招集）絶**

**第20条** 毎年1回、事業年度の開始日から3ヶ月以内に通常社員総会を開催します。

**2** 社員総会は、この定款の第13条第4項第4号の規定により、監事から招集があった場合を除き、理事長が招集します。

**3** 臨時社員総会は次のときに開催します。

（1） 理事会において臨時社員総会を開催する必要があると議決したとき

（2） 正会員総数の【 】分の【1】以上から会議の目的である事項を示して開催の請求があったとき

（3） この定款の第13条第4項第4号の規定により監事から招集があったとき

**4** 理事長は、前項第1号および第2号の規定による請求があったときは、その議決または請求の日から【 】日以内に臨時社員総会を招集します。

**5** 社員総会を招集する場合には、会議の日時、場所、目的および審議事項を正会員に対し書面または電磁的方法で開催日の少なくとも5日前までに通知します。

- 第1項…少なくとも年1回開催する必要があります(法14の2)。
- 第3項第1号…理事は、必要があると認めるときは、いつでも臨時社員総会を招集することができます(法14の3①)。
- 第3項第2号…総社員の5分の1以上から社員総会の目的である事項を示して請求があったときは、理事は、臨時社員総会を招集しなければなりません。ただし、総社員の割合については、定款でこれと異なる割合を定めることができます（法14の3②）。
- 第5項…社員総会の招集は、少なくとも5日以上前に行います(法14の4)。「5日前」とは、5日前までに文書を発送すればよく、文書が到達しなければならないという意味ではありません。文書の到達日を考慮して規定しましょう。
- 「電磁的方法」とは、次の方法を指します。受信者が記録を書面に出力できるものであることが必要です（法規1の2）。
  - ・電子メール
  - ・ウェブサイトへの書き込み
  - ・CD-ROM等

**（社員総会の議長、定足数、議決）絶**

**第21条** 社員総会の議長は、出席した正会員の中から選出します。

**2** 社員総会の議決事項は、あらかじめ通知した事項とします。ただし緊急の場合については、社員総会出席者の【2】分の【1】以上の同意があればその事項について議決を行うことができます。

3 社員総会は、正会員総数の【2】分の1以上の出席（オンライン出席も含む）がなければ成立しません。

4 社員総会の議事は、この定款に別途規定するもののほか、出席者の過半数が可決する意思を示したときに議決されたこととします。可決する人と否決する人の数が同数のときは、議長が可決または否決を決定します。

5 理事または正会員が社員総会の目的である事項について提案した場合において、正会員の全員が書面や電磁的方法により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなします。

- 議長の決め方についての法の規定はありませんので、法人ごとに規定します。
- 議長を理事長にする場合は、次のように規定します。

社員総会の議長は、理事長が務めます。

- 第2項…社員総会の議決事項は、あらかじめ通知した事項についてのみ決議することができます。ただし、定款で規定した場合は、あらかじめ通知していない事項についても決議できません（法14の6）。「〇分の〇以上」については、法の規定はありませんので、法人が規定します。
- 第3項…定款変更に係る社員総会を除いて、法には、定足数の定めはありません。なお、定款変更に係る社員総会については、社員総数の2分の1以上が出席し、その出席者の4分の3以上の多数をもってしなければなりません。ただし、定款に特別の定めがあるときはこの限りではありません（法25②）。
- 第5項…社員総会を省略することができます（法14の9①）。

#### （社員総会の表決権等）

第22条 正会員の表決権は、1個人1団体ともに1票です。

2 社員総会に出席しない正会員は、審議事項について、書面もしくは電磁的方法を使って表決し、または他の正会員を代理人として表決を委任することができます。

3 書面表決（電磁的方法を含む）または表決委任の方法で議決権を行使した正会員は、社員総会の定足数および議決数の算出については出席したものとみなします。

4 社員総会の議決について、審議事項の内容に特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることはできません。

- 第2項…表決権の行使は、社員自らが出席して行使するのが原則ですが、書面または電磁的方法、代理人によることも可能です（法14の7②③）。書面表決を行うためには、社員総会の招集通知に全ての議案の内容を知ることができる書面および書面表決票を添付しなければなりません。

#### （社員総会の議事録）

第23条 社員総会の議事について、次の事項を記載した議事録を作成します。

- (1) 日時および場所
- (2) 正会員総数および出席者数（電磁的方法を含む書面表決者および表決委任者の数を付記します。）
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要および議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任

2 議事録には、議長およびその会議において選任された議事録署名人2人以上が記名、押印します。

3 前2項の規定に関わらず、正会員全員が書面および電磁的方法による同意の意思表示をしたことにより、社員総会の決議があったとみなされた場合は、次の事項を記載した議事録を作成します。

- (1) 社員総会の決議があったものとみなされた事項の内容
- (2) 前号の事項の提案をした者の氏名または名称
- (3) 社員総会の決議があったものとみなされた日
- (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第3項…定款例第21条第5項において、社員総会の決議の省略を規定している場合に、規定します（法14の9）。

## 第6章 理事会

### （理事会の構成、権能）

第24条 この法人は、理事の合議体としての理事会を設置します。

2 以下の事項は、理事会において議決しなければ効力を生じません。

- (1) 社員総会に付議すべき事項
- (2) 社員総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他社員総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

理事会は、法に記載のない事項です。必ず置かなければならないものではありません。ただし、法人の業務（※）は、定款に特別の定めがない事項については、理事の過半数で決することになります（法17）。

※「法人の業務」の例

- ①社員総会の議決事項の執行に関するもの
- ②総会に提出する議案
- ③事業計画、活動予算書の作成
- ④決算書、事業報告書の作成

理事会を置く場合は、理事会の権能と社員総会の権能を明確にするためにも、定款に規定しなければなりません。

定款例第19条（社員総会の権能）等の他の条文と整合します。

### （理事会の開催）

第25条 理事会は、次のときに開催します。

- (1) 理事長が必要と認めたとき
- (2) 理事総数の【2】分の【1】以上から会議の目的である事項を記載した書面または電磁的方法をもって招集の請求があったとき
- (3) 第13条第4項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき

第2号…「〇分の〇以上」については法の規定はありませんので、法人が規定します。

理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的および審議事項を記載した書面で事前に通知します。

### （理事会の招集）

第26条 理事会は、理事長が招集します。

2 理事長は、前条第2号および第3号の規定による請求があったときは、その日から【14】日以内に理事会を招集しなければなりません。

第2項…「〇日以内」については法の規定はありませんので、法人が規定します。

理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的および審議事項を記載した書面で事前に通知します。

### （理事会の議長、定足数、議決）

第27条 理事会の議長は、理事長が務めます。

2 理事会は、理事総数の過半数が出席しなければ成立しません。

- 3 理事の表決権は、1人1票です。
- 4 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面または電磁的方法により表決することができます。
- 5 書面表決（電磁的方法を含む）の方法で議決権を行使した理事は、理事会の定足数および議決数の算出については出席した者とみなします。
- 6 理事会の審議事項の内容に特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることはできません。
- 7 理事会の議事は、理事総数の過半数が可決する意思を示したときに議決されたこととします。可決する理事と否決する理事の数が同数のときは、議長が可否を決めることにします。

- 第1項…理事会の議長は出席した理事の中から決めることができます。
- 第4項…書面（電磁的方法を含む）により表決することは、理事相互の協議の機会が失われることになり理事の責務上望ましくありません。

（理事会の議事録）任

第28条 理事会の議事について、次の事項を記載した議事録を作成します。

- (1) 日時および場所
- (2) 理事総数および出席者数並びに出席者氏名（電磁的方法を含む書面表決者の数を付記します。）
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要および議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任

2 議事録には、議長およびその会議において選任された議事録署名人2人以上が記名押印します。

## 第7章 資産および会計

（資産の構成）絶

第29条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成します。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金および会費
- (3) 寄附金品
- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益

- 定款例第5条において「その他の事業」を行う場合は、（資産の区分）として、次のように新たに条文を設けます。「特定非営利活動に係る事業」のみを行う場合は記載する必要はありません。

（資産の区分）

第30条 この法人の資産は特定非営利活動に係る事業に関する資産、その他の事業に関する資産の2種とします。

- 当初、特定非営利活動に係る事業のみ行っていた法人が、新たにその他の事業を行い、定款に当該事項を追記する必要がある場合は、条ずれを防ぐために、第29条を次のように記載することも可能です。

## （資産の構成）

第 29 条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成します。

- （1） 設立の時の財産目録に記載された資産
- （2） 入会金および会費
- （3） 寄附金品
- （4） 財産から生じる収益
- （5） 事業に伴う収益
- （6） その他の収益

## （資産の区分）

第 29 条の 2 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産、その他の事業に関する資産の 2 種とします。

（会計の原則）**絶**

第 30 条 この法人の会計は、法第 27 条各号に掲げる原則に従って次のように処理します。

（1） 会計簿の記帳方法を複式簿記とします。

（2） 計算書類（活動計算書および貸借対照表をいいます）および財産目録は、会計簿に基づいて活動に係る事業の実績および財政状態に関する真実な内容を明瞭に表示します。

（3） 採用する会計処理の基準を NPO 法人会計基準とし、毎事業年度継続して適用し、みだりにこれを変更しません。

- 第 1 号…法には、記帳方法についての規定はありませんが、記帳の正確さを期するために複式簿記によることを勧めます。
- 第 3 号…法には、会計基準についての規定はありませんが、正確さを期するために NPO 法人会計基準によることを勧めます。
- 複式簿記による記帳および NPO 法人会計基準を採用することが困難だと思われる法人は、次のように規定してください。

第 30 条 この法人の会計は、法第 27 条各号に掲げる原則に従って行うものとする次のように処理します。

（1） 会計簿は正規の簿記の原則に従って正しく記帳します。

（2） 計算書類（活動計算書および貸借対照表をいいます。）および財産目録は、会計簿に基づいて活動に係る事業の実績および財政状態に関する真実な内容を明瞭に表示します。

（3） 採用する会計処理の基準および手続きについては、毎事業年度継続して適用し、みだりにこれを変更しません。

- 定款例第 5 条において「その他の事業」を行う場合は（会計の区分）として、次のように新たに条文を設けます。「特定非営利活動に係る事業」のみを行う場合は記載する必要はありません。



（会計の区分）

第 31 条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計、その他の事業に関する会計の 2 種とします。

- 当初、特定非営利活動に係る事業のみ行っていた法人が、新たにその他の事業を行い、定款に当該事項を追記する必要がある場合は、条ずれを防ぐために第 30 条を次のように記載することも可能です。

（会計の原則）

第 30 条 この法人の会計は、法第 27 条各号に掲げる原則に従って次のように処理します。

（1）…

（会計の区分）

第 30 条の 2 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する会計、その他の事業に関する会計の 2 種とします。

（事業報告、決算、事業計画、予算）

第 31 条 この法人の事業報告書および決算書は、毎事業年度終了後、速やかに作成し、監事が監査をおこない、社員総会の議決を経なければなりません。

2 決算上剰余金を生じたときは、次の事業年度に繰り越すものとします。

3 事業計画および予算は、社員総会の議決を経なければなりません。事業計画および予算は、社員総会の議決で変更できるものとします。

4 前項の規定にかかわらず、予算が成立しないときは、理事長は、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができます。

5 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなします。

- 予算管理を行うか否かは法人の任意です。予算管理を行わない場合または内規等で予算管理を行う場合は、記載しなくてもかまいません（平成 15 年法改正により「予算準拠の法則」は削除されています（法 27 一）。）。

（事業年度）

第 32 条 この法人の事業年度は、毎年【4】月【1】日から翌年【3】月【31】日までとします。

- 「月 日」については、法人が規定します。

## 第 8 章 定款の変更、解散および合併

（定款の変更）

第 33 条 この法人が定款を変更しようとするときは、社員総会において正会員総数の【2】分の【1】以上が出席し、その出席者の【2】分の【1】以上の多数によって議決しなければなりません。

2 変更を議決した事項が以下の事項に該当する場合には所轄庁の認証を得なければ効力を生じません。

（1） 目的

- (2) 名称
- (3) この定款第4条に記載した特定非営利活動の種類および第5条に記載した特定非営利活動に係る事業の種類
- (4) 主たる事務所およびその他の事務所の所在地（所轄庁変更を伴うものに限ります）
- (5) この定款第6条第1号、第7条、第8条および第9条に記載した社員の資格の得喪に関する事項
- (6) 役員に関する事項（役員の定数に関する事項を除きます）
- (7) この定款第18条から第23条までの会議（社員総会）に関する事項
- (8) その他の事業を行う場合における、その種類の事業に関する事項
- (9) 解散に関する事項（残余財産の帰属すべき者の事項に限ります）
- (10) 定款の変更に関する事項

3 前項の規定により所轄庁の認証を得なければならない事項以外の定款変更をしたときは、所轄庁に届け出なければなりません。

- 第1項…定款変更の際には、原則として正会員総数の2分の1以上が出席し、その出席した正会員の4分の3以上の議決が必要です（法25）。ただしこの定款例のように特別の定めを置き、要件を緩和することができます。
- 第2項…所轄庁の認証を得る必要のない事項は、議決した時点で効力を生じます。

（解散） 絶

第34条 この法人は、次に掲げる事由により解散します。

- (1) 社員総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続き開始の決定
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 社員総会の決議によって解散するときは、正会員総数の【2】分の【1】以上の議決を得なければなりません。

3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければなりません。

- 第1項…法31
- 第2項…解散の際には、正会員総数の4分の3以上の賛成がなければ、解散の決議をすることができません。ただしこの定款例のように特別の定めを置き、要件を緩和することができます。（法31の2）。

（残余財産の帰属） 在

第35条 この法人が解散（合併または破産による解散を除きます。）したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者（①他の特定非営利活動法人②国または地方公共団体③公益社団法人または公益財団法人④学校法人⑤社会福祉法人⑥更生保護法人）のうち、【解散社員総会において議決した者】に全額譲渡するものとします。この法人の役員および会員に分配することまたはその議決した者以外の者に譲渡することは許されません。

- 【 】には、「解散社員総会において選定した法人」と規定した場合においても、①～⑥から選定しなければなりません。
- 帰属先を定めない場合、または帰属先が明確でない場合は、国または地方公共団体に譲渡されるか国庫に帰属することになります（法32②③）。
- 詳しくは、本ガイドブックP.14をご覧ください。

（合併）

**第 36 条** この法人が他の特定非営利活動法人と合併しようとするときは、社員総会において正会員総数の【2】分の【1】以上の議決を経たうえで所轄庁の認証を得なければなりません。

- 合併の際には、正会員総数の4分の3以上の賛成がなければ、合併の決議をすることができません。ただしこの定款例のように特別の定めを置き、要件を緩和することができます。

## 第9章 公告の方法

（公告の方法）

## 〈例1〉

**第 37 条** この法人の公告は、官報に掲載して行います。ただし、法第 28 条の 2 第 1 項に規定する貸借対照表については、【内閣府ポータルサイト（法人入力情報欄）】に掲載して行います。

## 〈例2〉

**第 37 条** この法人の公告は、官報に掲載して行います。ただし、法第 28 条の 2 第 1 項に規定する貸借対照表および法第 35 条第 2 項に規定する合併の認証後の異議の申し出の公告については、【この法人のホームページ】に掲載して行います。

## 〈例3〉

**第 37 条** この法人の公告は、官報に掲載して行います。ただし、法第 28 条の 2 第 1 項に規定する貸借対照表については【内閣府ポータルサイト（法人入力情報欄）】に、法第 35 条第 2 項に規定する合併の認証後の異議の申し出の公告については、【この法人の主たる事務所の掲示場】に掲載して行います。

- 「公告」とは、第三者の権利を保護するために、第三者の権利を侵害するおそれのある事項について広く一般の人に知らせることです。
- 次の4つについて公告の義務があります。
- ① 解散にかかる債権の申出の公告（法 31 の 10①④）
  - ② 破産手続開始申立の公告（法 31 の 12①④）
  - ③ 合併の認証後の異議の申出の公告（法 35②）
  - ④ 貸借対照表の公告（法 28 条の 2 関係）
- このうち、①と②については、官報での公告が義務づけられています。
- 例 1～3 についての説明は以下のとおりです。
- 例 1）上記①②③を官報のみで行い、④を【内閣府ポータルサイト（法人入力欄）】で行う場合
- 例 2）上記①②を官報のみで行い、③④を【この法人のホームページ】で行う場合

例3）上記①②を官報のみで行い、③を【この法人の主たる事務所の掲示場】で、④を【内閣府ポータルサイト（法人入力欄）】で行う場合。

（③は、内閣府ポータルサイトやCANPANでは公告できません。）

- 貸借対照表の公告の方法は、次の4つから選びます。
- ①官報（法28の2①一）
  - ②日刊新聞紙等（法28の2①二）
  - ③電子公告（法人のホームページ等のインターネット上のウェブサイト）  
（法28条の2①三、法規3の2①）
  - ④法人の主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示（主たる事務所の掲示場や入り口付近など）  
（法28条の2①四、法規3の2②）
- 詳しくは、本ガイドブックP.26、P.27をご覧ください。

## 第10章 事務局

（事務局の設置）

第38条 この法人に、事務を処理するため、事務局を設置することができます。

- 2 事務局長および職員の任免は、理事長が行います。
  - 3 事務局の組織および運営に関し必要な事項は、理事長が別に定めます。
- 事務局を設置するか否かは、任意です。

## 第11章 雑則

（理事会への委任）

第39条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に必要な事項は理事会の議決により定めます。

## 附則

- 附則は、法人設立当初で決まっていなければならない事項を定めたものです。原則として、一度規定した附則の変更・削除はできません。特に、設立当初の附則は変更できません。また、設立当初の附則は、設立総会の議決内容と整合します。
- 定款の変更をした場合は、現行附則の下に改正附則を追加し、施行日を記載します。
- 詳しくは、本ガイドブックP.37「定款の附則について」をご覧ください。

1 この定款は、この法人が特定非営利活動法人として成立した日から施行します。

2 この法人の設立当初の役員は、次のとおりとします。

理事長 ○○○○  
副理事長 ○○○○  
理事 ○○○○  
監事 ○○○○

- 設立当初の役員は定款に記載しなければなりません。（法11②）役員名簿と一致します。

3 設立当初の役員の任期は、第14条第1項の規定にかかわらず、成立した日から【 】年【 】月【 】日までとします。

- 設立当初の役員の任期は、2年以内です（法24①）。
- NPO法には、「設立当初の役員は、定款で定めなければならない。」という規定はありますが、その当初の役員の任期満了日まで定めなければならないという規定はありません。当初の役員の任期満了日を附則で定める事は任意です。定款例の附則で当初の任期満了日を定める規定が設けられている意味は、次の2つです。
  1. 任期を2年としていてもその役員が、本当に役員にふさわしいかどうかを会員が早めに判断できるように任期満了以前に改選の機会を持たせるため。
  2. 附則で任期を定めていなければ、改選時が設立時から2年となり、法人の社員総会開催時と改選時がずれる可能性があり、改選を失念することが考えられるため。
- 社員総会の開催時期を考慮に入れ、役員任期の末日を2年以内で事業年度末日の2～3ヶ月後にずらしておくと、役員の任期切れなどによる役員不在を防げます。特に代表権を有する理事は登記事項ですので、注意が必要です。詳しくは法務局へお問い合わせください。定款例第16条第2項（任期等）で任期の伸長を規定している場合であっても、設立当初から役員不在を起こさないように附則で規定しておきます。

**4 この法人の設立当初の事業計画および活動予算は、第31条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによります。**

**5 この法人の設立当初の事業年度は、第32条の規定にかかわらず、成立の日から【 】年【 】月【 】日までとします。**

- 定款で定めた事業年度末日と合わせます。ただし、設立認証期日が事業年度の終期の直前である場合などは、定款設定の事業年度を超えても（数ヶ月分を翌事業年度に含めても）かまいません。

**6 この法人の設立当初の入会金および会費は、次に掲げる額とします。**

- (1) 正会員入会金 〇〇〇円  
正会員会費 〇〇〇円（1年間分）
- (2) 支援会員入会金 〇〇〇円  
支援会員会費 〇〇〇円（1年間分）

- 設立当初の入会金および会費の額については、設立総会で決定し、附則に会員の種別ごとに記載します。入会金等がなければ記載しません。

## 定款例②（理事会主導型）

R6.4.1 改正版

## 特定非営利活動法人〇〇〇〇〇〇定款

## 第1章 総 則

## (名称) 絶登

## 第1条 この法人の名称を特定非営利活動法人〇〇とします。

- 国または地方公共団体の機関等と誤認されるような名称は適当ではありません。  
例：NPO法人〇〇厚生労働省、NPO島根県〇〇課など
- 他の法令等で、使用が禁止されている名称は使用できません。  
例：社会福祉法人〇〇NPO、NPO法人〇〇病院、NPO法人〇〇銀行など
- 既存のNPO法人と名称および主たる事務所の所在地を同一とする内容の設立の登記はできません。同一の内容がないかは所轄の法務局でご確認ください。
- 法人の名称は「NPO法人〇〇〇〇〇」とすることもできます。
- 法人名称として登記に使用できる符号は以下のとおりです。
  - ①ローマ字（大文字および小文字）、②アラビア数字
  - ③「&」（アンパサンド） 「'」（アポストロフィー） 「,」（コンマ）  
「-」（ハイフン） 「.」（ピリオド） 「・」（中点）
 ※③は、字句（日本文字を含む。）を区切る際の符号として使用する場合に限り用いることができます。したがって、商号の先頭または末尾に用いることはできません。  
※ローマ字を用いて複数の単語を表記する場合に限り、当該単語の間を区切るために空白（スペース）を用いることもできます。

## (事務所) 絶登

## 第2条 この法人の主たる事務所は、島根県〇〇市に置きます。

- 事務所を複数設置する場合は、「主たる事務所」と「その他の事務所」を明確に区分したうえですべての事務所の所在地を記載する必要があります。
- 「その他の事務所」がある場合は、次のように表記します。

2 この法人は、前項のほか、その他の事務所を〇〇県〇〇市に置きます。

- 事務所の表示は、最小行政区画（市町村）まで記載し、それ以降の地番の記載を省略することができます。そのようにすると同じ市町村の中での移転の場合には、定款変更の手続を省略できます。ただし、設立認証申請書や登記の際には地番まで明示する必要があるため、事務所の表示を最小行政区画（市町村）でとどめる場合は、「定款附則」や「総会議事録」等で番地まで確認できるようにしておかなければなりません。登記の際にはこれらの書類を法務局へ提出する必要があります。  
なお、法務局へ申請書提出の際に、各添付情報の原本の返却を希望される方は、原本の写しを作成した上「原本と相違ない」と記載し、原本とともに提出する必要があります。
- 事務所には定款や財産目録を備え置く必要があります。閲覧の請求があったときは、閲覧させなければなりません（法14、法28）。

## 第2章 目的および事業

### （目的）

**第3条** この法人は、[①]に対して、[②]に関する事業を行い、[③]に寄与することを目的とします。

- 特定非営利活動を行うことを主たる目的とした法人であること等を明らかにする必要があります。例えば、目的には、① 受益対象者の範囲、② 主要な事業、③ 法人の事業活動が社会にもたらす効果（どのような意味で社会の利益につながるのか）や法人としての最終目標等を具体的かつ明確に伝わるように記載します。
- 定款例第3条（目的）と第4条（活動の種類）、第5条（事業）は整合します。

### （特定非営利活動の種類）

**第4条** この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行います。

- (1) 保健、医療または福祉の増進を図る活動
- (2) 農村漁村または中山間地域の振興を図る活動
- (3) ………

- 法2①別表に掲げる活動の種類について、該当するものをすべて、法の表記どおりに記載します（本ガイドブック第1章1.⑥参照）。
- 定款例第3条（目的）と第4条（活動の種類）、第5条（事業）は整合します。

### （事業）

**第5条** この法人は、第3条の目的を達成するため、次の種類の特定非営利活動に係る事業を行います。

- (1) ○○○○○事業
- (2) ○○○○○事業
- (3) ………
- (4) その他目的を達成するために必要な事業

- 法人が行う具体的な事業の内容を記載します。
- 定款に記載のない事業を行うことはできません。
- 特定非営利活動に係る事業であっても、事業収益をあげることは可能です。なお、特定非営利活動に係る事業であっても、税法上の収益事業に該当する場合は、法人税等の課税対象となります。
- 特定非営利活動に係る事業において、付随的な事業を行う場合には、「その他目的を達成するために必要な事業」と記載します。
- 定款例第3条（目的）と第4条（活動の種類）、第5条（事業）は整合します。

～「その他の事業」について～

- 「その他の事業」とは、特定非営利活動に係る事業を経済的に補うための事業や会員間の相互扶助のための共益的な事業を指し、特定非営利活動事業に支障のない限り行うことができます（法5①）。
- 「その他の事業」を行う場合は、次のように記載します。

第5条 この法人は、その目的を達成するため、次の事業を行います。

(1) 特定非営利活動に係る事業

①○○○○○事業

②○○○○○事業

③……………

(2) その他の事業

①○○○○○事業

②……………

2 その他の事業は、特定非営利活動に係る事業に支障がない限り行うものとし、収益を生じた場合には、この法人が営む特定非営利活動に係る事業に使用しなければなりません。

- 「その他の事業」において、「その他目的を達成するために必要な事業」の記載はできません。

### 第3章 会 員

(種別) **絶**

第6条 この法人の会員は次の【2】種類とし、正会員を特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上に規定されている社員とします。

(1) 正会員（社員） この法人の目的に賛同し、法人の運営に関与する意思を持って入会した個人および団体です。社員総会に出席し、意見を述べ、議決に加わることができます。

(2) 支援会員 この法人の目的に賛同し、この会の活動を財政的に支援するために入会した個人および団体です。社員総会に出席し、意見を述べることはできますが、議決に加わることはできません。

- 社員とは、社員総会で議決権を有する者のことです。法人と雇用関係にある者（従業員）のことではありません。
- 会員は、個人の他、法人や団体なども可能です。
- 会員の名称等は自由に設定できますが、どの会員種別が法上の社員（社員総会で議決権を有する者）に当たるのかを明確にする必要があります。
- 支援会員等、正会員（社員）以外の会員の種別を定款で定める場合は、正会員と区別して記載します。
- 正会員（社員）以外の会員種別を定款で定めるかどうかは、法人の任意です。

(入会) **絶**

第7条 会員の入会については、特に条件を定めません。

2 この法人に会員として入会しようとする人（団体を含む）は、理事長あてに入会の申し込みをするものとします。

3 入会の申し込みに対して、理事長は、入会を拒否する正当な事由がない限り入会を認めるものとします。



- 正会員（社員）の資格の得喪に関して不当な条件を設けてはなりません。条件を付す場合は、法人の目的に照らして合理的かつ客観的なものでなければ認められません（本ガイドブック第1章1.（2）⑩参照）。
- 〈 正会員の入会についての条件を定める場合の記載例 〉

第7条 正会員は、次に掲げる条件を備えなければなりません。

(1) …

(2) …

2 会員として入会しようとする人（団体を含む）は、理事長あてに入会の申し込みをするものとします。

3 入会の申し込みに対して、理事長は、入会を拒否する正当な事由がない限り入会を認めるものとします。

#### （会員の資格の喪失）

第8条 会員は次のときに、会員の資格を喪失します。

(1) 退会届を提出したとき

(2) 継続して【 】年以上会費を滞納したとき

(3) 除名されたとき

(4) 会員が死亡し、または会員である団体が消滅したとき

- 第4号…除名を資格喪失の条件とする場合は、除名に関する規定を置きます（定款例第10条（除名）参照）。

#### （退会）

第9条 会員は、退会届を理事長に提出して、任意に退会することができます。

- 退会が任意であることを明確にします。任意に退会できない場合などは法に抵触します。

#### （除名）

第10条 会員がこの法人の目的または定款の定め<sup>に</sup>に反する言動をした場合または会の秩序を乱すなど会員としてふさわしくない行為をした場合は、**理事会の議決により除名することができます。**

2 前項の定めにより除名しようとする場合、議決の前に除名の対象になった会員に**弁明の機会を与えなければなりません。**

- 除名は、法人の一方的な意思で会員の資格を失わせるものですので、手続を慎重に行う必要があります。
- 「理事会の議決」を「社員総会の議決」等とすることもできますが、その場合も弁明の機会を設けることは重要です。
- 除名について定款で定めがない場合は、通常の社員総会で議決します。
- 定款例第19条（社員総会の権能）および第24条（理事会の権能）と整合します。

## 第4章 役員

#### （種別および定数）

**第11条** この法人に次の役員を置きます。〔絶〕

(1) 理事 【3】人以上【 】人以下

(2) 監事 【1】人以上【 】人以下

2 役員は、理事会において選任します。

3 理事のうち、1人を理事長、【 】人を副理事長とします。〔相〕

4 理事長、副理事長【 】人を理事会において互選します。〔相〕

役員とは、理事および監事のことをいいます。顧問等の役職を置く場合は、この章以外の章に規定します。

「理事」および「監事」は明確に区分します。

理事は3人以上、監事は1人以上としなければなりません(法15)。

役員の定数は「〇人」と記載することもできます。

役員は、個人に限ります。法人や団体は役員にはなれません。

第3項…職名は、理事長、代表理事、専務理事などとすることも可能です。その場合は、定款の全ての表記を統一してください。

**(選任の制限)**〔任〕**第12条** 役員を選任については次の制限があります。

(1) それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族で役員に選任できるのは1人までです。

(2) それぞれの役員についてその役員並びにその配偶者および3親等以内の親族の合計人数が役員の総数の3分の1を超えてはなりません。

2 その職務の公平性を保つために、監事は理事や職員を兼ねることはできません。

役員の欠格事由に該当する者は役員にはなれません(法20、本ガイドブック第1章1.

(2) ⑬参照)。

第1項…理事および監事が6人以上の場合に限り、配偶者若しくは3親等以内の親族を1人役員に加えることができます(法21)。

**(職務)**〔絶〕**第13条** 理事長は、この法人を代表する権限を持ち、法人の業務の全体をまとめて運営します。理事長以外の理事は、この法人を代表する権限を持ちません。〔相〕

2 副理事長は、理事長を補佐します。また理事長に事故あるときまたは理事長が欠けたときは、あらかじめ定めた順番により代表権を持つ理事長の職務を代行します。

3 理事は、理事会を構成し、この定款の定めおよび理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行します。〔任〕

4 監事は、次の職務を行います。〔任〕

(1) 理事の業務執行の状況が適正であるか否かを監査します。

(2) この法人の会計処理の方法が適正であるか否かなどの財産の状況を監査します。

(3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務または財産に関し不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを社員総会または所轄庁に報告することとします。

(4) 前号の報告のために必要があるときは社員総会を招集することができます。

(5) 理事の業務執行の状況またはこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べるために理事会の招集を請求することができます。

第1項…「法人を代表する権限を持つ」とは、その権限を持つ者の行為のみが法人の行為として認められるということです。NPO法人では、原則として理事全員が代表権を持ちます。しかしこの定款例のように理事の中の一部の者のみが代表権を

持ち、他の理事は代表権を持たないとすることもできます。代表権を制限しなければ、すべての理事が法人を代表することになり、各理事のあらゆる法律行為（契約等）が有効になりますので、混乱を生じないように、法人内で注意が必要です。理事長を置き、その他の理事の代表権を制限するのが一般的です（法 16）。理事長以外にも法人を代表する理事がいる場合には、例えば第 1 項に「理事全員は、この法人を代表します。」、「理事長および常務理事は、この法人を代表します。」というように記載します（法 16）。

- 第 2 項…副理事長が 1 人の場合は、「あらかじめ定めた順番よって、」の記載は不要です。
- 第 4 項…監事は代表権を持ちません（法 18）。理事会は必ず置かなければならないものではありません（法での規定はありません。）。

#### （任期等）絶

**第 14 条 役員**の任期は、就任から【2】年間とします。ただし、再任を妨げません。

2 補欠として就任した役員または増員により就任した役員は、それぞれの前任者または現任者の任期と揃えるために前任者または現任者の任期の残存期間とします。相

3 理事長は、辞任または任期満了後においても、代表権者が不在なために法人に損害が生じるおそれがあるときは後任者が就任するまでその職務を行わなければなりません。相

4 理事または監事のうち、その定数の 3 分の 1 を超える者が欠けたときは、速やかに補充します。任

- 第 1 項…役員は 2 年以内において、定款で定めなければなりません（法 24 ①）。この定款例のように役員を理事会で選任する旨の規定をしている場合は、任期伸長規程を置くことはできません。
- 第 4 項…定数とは、定款例第 11 条（役員の種類および定数）で定めた人数をいいます。役員は、その定数の 3 分の 2 以上いなければならず、欠員が 3 分の 1 を超えた場合は、遅滞なく補充しなければなりません（法 22）。理事が欠けた場合において、業務が遅滞することにより損害が生じるおそれがあるときは、「仮理事」を選任するための手続をとらなければなりません（法 17 の 3）（本ガイドブック P.9 ⑮、P.10「仮理事（役員）の補充」と特別代理人（利益相反）」参照）。

#### （解任）任

**第 15 条 役員**が次の各号のうちのひとつに該当する場合には、理事会の議決により、これを解任することができます。この定めにより解任しようとする場合、議決の前にその役員に弁明の機会を与えなければなりません。

- (1) 法令、定款に違反する行為があったとき
- (2) 職務の遂行に堪えない状況にあると認められるとき
- (3) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき

- 理事の解任を理事会の議決事項にすることもできます。ただし、監事の解任については、理事や法人の業務を監査するという監事の職務の性質上（法 18）、社員総会の議決事項にすることが望ましいです。
- 定款例第 19 条（社員総会の権能）および第 24 条（理事会の権能）と整合します。

#### （役員報酬）任

**第 16 条** この法人が役員報酬を支払うことができる役員は、役員総数の 3 分の 1 以下です。他の役員には、名称の如何を問わず報酬を支払うことはできません。

#### （利益相反）任

**第 17 条** 法人の利益と理事長個人との利益が相反する事項については、理事長は、

代表権を行使できません。この場合は、他の理事を特別代理人に選任するように所轄庁に対して請求しなければなりません。

- 法人と法人の代表権者との間で利益相反する場合、その理事はその事項について法人を代表して契約行為等はできないので、「特別代理人」を選任するための手続をとらなければなりません（法 17 の 4、本ガイドブック P.10「仮理事（役員の補充）と特別代理人（利益相反）」参照）。

## 第5章 社員総会

### （社員総会の種別）

第 18 条 この法人の社員総会は、通常社員総会および臨時社員総会の 2 種とします。

- 理事は、少なくとも毎年一回、通常社員総会を開かなければなりません（法 14 の 2）。
- 理事は、必要があると認めるときは、いつでも臨時社員総会を招集することができます（法 14 の 3）。

### （社員総会の構成、権能）

第 19 条 この法人の社員総会は、正会員を構成員とします。

2 以下の事項は、社員総会において議決しなければ効力を生じません。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 解散し、清算事務を終えたのちの残余財産の譲渡先を決定すること
- (5) 社員総会で議決をする必要があると理事会が決議した重要事項

- 社員総会は法人の最高機関であり、社員総会の議決事項をここで明確にします。定款例第 24 条(理事会の権能)等の他の条文と整合します。
- 定款で理事会などに委任されたもの以外は、すべて社員総会の議決事項です（法 14 の 5）。
- 法で社員総会議決事項と定められているものは次の項目です。
  - (1)定款の変更（法 25①）
  - (2)解散（法 31①一）
  - (3)合併（法 34①）
 これ以外の事項については、理事会等の議決事項とすることができます。

### （社員総会の開催、招集）

第 20 条 毎年 1 回、事業年度の開始日から 3 ヶ月以内に通常社員総会を開催します。

2 社員総会は、この定款の第 13 条第 4 項第 4 号の規定により、監事から招集があった場合を除き、理事長が招集します。

3 臨時社員総会は次のときに開催します。

- (1) 理事会において臨時社員総会を開催する必要があると議決したとき
- (2) 正会員総数の【 】分の【 1 】以上から会議の目的である事項を示して開催の請求があったとき
- (3) この定款の第 13 条第 4 項第 4 号の規定により監事から招集があったとき

4 理事長は、前項第 1 号および第 2 号の規定による請求があったときは、その議決または請求の日から【 】日以内に臨時社員総会を招集します。

**5 社員総会を招集する場合には、会議の日時、場所、目的および審議事項を正会員に対し書面または電磁的方法で開催日の少なくとも5日前までに通知します。**

- 第1項…少なくとも年1回開催する必要があります(法14の2)。
- 第3項第1号…理事は、必要があると認めるときは、いつでも臨時社員総会を招集することができます(法14の3①)。
- 第3項第2号…総社員の5分の1以上から社員総会の目的である事項を示して請求があったときは、理事は、臨時社員総会を招集しなければなりません。ただし、総社員の割合については、定款でこれと異なる割合を定めることができます(法14の3②)。
- 第5項…社員総会の招集は、少なくとも5日以上前に行います(法14の4)。「5日前」とは、5日前までに文書を発送すればよく、文書が到達しなければならないという意味ではありません。文書の到達日を考慮して規定しましょう。
- 「電磁的方法」とは、次の方法を指します。受信者が記録を書面に出力できるものであることが必要です(法規1の2)。
  - ・電子メール
  - ・ウェブサイトへの書き込み
  - ・CD-ROM等

**(社員総会の議長、定足数、議決) 絶**

**第21条 社員総会の議長は、出席した正会員の中から選出します。**

**2 社員総会の議決事項は、あらかじめ通知した事項とします。ただし緊急の場合については、社員総会出席者の【2】分の【1】以上の同意があればその事項について議決を行うことができます。**

**3 社員総会は、正会員総数の【2】分の1以上の出席（オンライン出席も含む）がなければ成立しません。**

**4 社員総会の議事は、この定款に別途規定するもののほか、出席者の過半数が可決する意思を示したときに議決されたこととします。可決する人と否決する人の数が同数のときは、議長が可決または否決を決定します。**

**5 理事または正会員が社員総会の目的である事項について提案した場合において、正会員の全員が書面や電磁的方法により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなします。**

- 議長の決め方についての法の規定はありませんので、法人ごとに規定します。
- 議長を理事長にする場合は、次のように規定します。

社員総会の議長は、理事長が務めます。

- 第2項…社員総会の議決事項は、あらかじめ通知した事項についてのみ決議することができます。ただし、定款で規定した場合は、あらかじめ通知していない事項についても決議できます(法14の6)。「〇分の〇以上」については、法の規定はありませんので、法人が規定します。
- 第3項…定款変更に係る社員総会を除いて、法には、定足数の定めはありません。なお、定款変更に係る社員総会については、社員総数の2分の1以上が出席し、その出席者の4分の3以上の多数をもってしなければなりません。ただし、定款に特別の定めがあるときはこの限りではありません(法25②)。
- 第5項…社員総会を省略することができます(法14の9①)。

**(社員総会の表決権等) 相**

**第22条 正会員の表決権は、1個人1団体ともに1票です。**

**2 社員総会に出席しない正会員は、審議事項について、書面もしくは電磁的方法を使って表決し、または他の正会員を代理人として表決を委任することができます。**

**3 書面表決（電磁的方法を含む）または表決委任の方法で議決権を行使した正会員は、社員総会の定足数および議決数の算出については出席したものとみなします。**

#### 4 社員総会の議決について、審議事項の内容に特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることはできません。

- 第2項…表決権の行使は、社員自らが出席して行使するのが原則ですが、書面または電磁的方法、代理人によることも可能です（法14の7②③）。書面表決を行うためには、社員総会の招集通知に全ての議案の内容を知ることができる書面および書面表決票を添付しなければなりません。

#### （社員総会の議事録）

第23条 社員総会の議事について、次の事項を記載した議事録を作成します。

- (1) 日時および場所
- (2) 正会員総数および出席者数（電磁的方法を含む書面表決者および表決委任者の数を付記します。）
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要および議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任

2 議事録には、議長およびその会議において選任された議事録署名人2人以上が記名、押印します。

3 前2項の規定に関わらず、正会員全員が書面および電磁的方法による同意の意思表示をしたことにより、社員総会の決議があったとみなされた場合は、次の事項を記載した議事録を作成します。

- (1) 社員総会の決議があったものとみなされた事項の内容
- (2) 前号の事項の提案をした者の氏名または名称
- (3) 社員総会の決議があったものとみなされた日
- (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

- 第3項…定款例第21条第5項において、社員総会の決議の省略を規定している場合に、規定します（法14の9）。

## 第6章 理事会

#### （理事会の構成、権能）

第24条 この法人は、理事の合議体としての理事会を設置します。

2 以下の事項は、理事会において議決しなければ効力を生じません。

- (1) 事業報告および決算
- (2) 事業計画および予算並びにその変更
- (3) 役員の選任および解任、職務および報酬
- (4) 会費の額
- (5) 金融機関等からの資金借入、他人の保証人になる等の義務の負担および権利の放棄
- (6) 事務局の組織および運営
- (7) 会員の除名
- (8) 社員総会で議決をする必要があると理事が判断した重要事項
- (9) その他運営に関する重要事項

- 理事会は、法に記載のない事項です。必ず置かなければならないものではありません。ただし、法人の業務（※）は、定款に特別の定めがない事項については、理事の過半数で決することになります（法17）。

※「法人の業務」の例

- ①社員総会の議決事項の執行に関するもの ②社員総会に提出する議案  
③事業計画、活動予算書の作成 ④決算書、事業報告書の作成
- 理事会を置く場合は、理事会の権能と社員総会の権能を明確にするためにも、定款に規定しなければなりません。
- 定款例第 19 条（社員総会の権能）等の他の条文と整合します。

**（理事会の開催）**

**第 25 条** 理事会は、次のときに開催します。

- (1) 理事長が必要と認めたとき  
(2) 理事総数の【2】分の【1】以上から会議の目的である事項を記載した書面または電磁的方法をもって招集の請求があったとき  
(3) 第 13 条第 4 項第 5 号の規定により、監事から招集の請求があったとき
- 第 2 号…「〇分の〇以上」については法の規定はありませんので、法人が規定します。
- 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的および審議事項を記載した書面で事前に通知します。

**（理事会の招集）**

**第 26 条** 理事会は、理事長が招集します。

- 2 理事長は、前条第 2 号および第 3 号の規定による請求があったときは、その日から【14】日以内に理事会を招集しなければなりません。
- 第 2 項…「〇日以内」については法の規定はありませんので、法人が規定します。
- 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的および審議事項を記載した書面で事前に通知します。

**（理事会の議長、定足数、議決）**

**第 27 条** 理事会の議長は、理事長が務めます。

- 2 理事会は、理事総数の過半数が出席しなければ成立しません。  
3 理事の表決権は、1 人 1 票です。  
4 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面または電磁的方法により表決することができます。  
5 書面表決（電磁的方法を含む）の方法で議決権を行使した理事は、理事会の定足数および議決数の算出については出席した者とみなします。  
6 理事会の審議事項の内容に特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることはできません。  
7 理事会の議事は、理事総数の過半数が可決する意思を示したときに議決されたこととします。可決する理事と否決する理事の数が同数のときは、議長が可否を決めることにします。
- 第 1 項…理事会の議長は出席した理事の中から決めることができます。
- 第 4 項…書面（電磁的方法を含む）により表決することは、理事相互の協議の機会が失われることになり理事の責務上望ましくありません。

**（理事会の議事録）**

**第 28 条** 理事会の議事について、次の事項を記載した議事録を作成します。

- (1) 日時および場所  
(2) 理事総数および出席者数並びに出席者氏名（電磁的方法を含む書面表決者の数を付記します。）  
(3) 審議事項  
(4) 議事の経過の概要および議決の結果

**（５） 議事録署名人の選任**

2 議事録には、議長およびその会議において選任された議事録署名人2人以上が記名押印します。

## 第7章 資産および会計

**（資産の構成）** 絶

第29条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成します。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金および会費
- (3) 寄附金品
- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益

定款例第5条において「その他の事業」を行う場合は、（資産の区分）として、次のように新たに条文を設けます。「特定非営利活動に係る事業」のみを行う場合は記載する必要はありません。

（資産の区分）

第30条 この法人の資産は特定非営利活動に係る事業に関する資産、その他の事業に関する資産の2種とします。

当初、特定非営利活動に係る事業のみ行っていた法人が、新たにその他の事業を行い、定款に当該事項を追記する必要がある場合は、条ずれを防ぐために、第29条を次のように記載することも可能です。

（資産の構成）

第29条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成します。

- (1) 設立の時の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金および会費
- (3) 寄附金品
- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益

（資産の区分）

第29条の2 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産、その他の事業に関する資産の2種とします。

**（会計の原則）** 絶

第30条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って次のように処理します。

- (1) 会計簿の記帳方法を複式簿記とします。



（２） 計算書類（活動計算書および貸借対照表をいいます）および財産目録は、会計簿に基づいて活動に係る事業の実績および財政状態に関する真実な内容を明瞭に表示します。

（３） 採用する会計処理の基準をNPO法人会計基準とし、毎事業年度継続して適用し、みだりにこれを変更しません。

- 第1号…法には、記帳方法についての規定はありませんが、記帳の正確さを期するために複式簿記によることを勧めます。
- 第3号…法には、会計基準についての規定はありませんが、正確さを期するためにNPO法人会計基準によることを勧めます。
- 複式簿記による記帳およびNPO法人会計基準を採用することが困難と思われる法人は、次のように規定してください。

第30条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする次のように処理します。

- （１） 会計簿は正規の簿記の原則に従って正しく記帳します。
- （２） 計算書類（活動計算書および貸借対照表をいいます。）および財産目録は、会計簿に基づいて活動に係る事業の実績および財政状態に関する真実な内容を明瞭に表示します。
- （３） 採用する会計処理の基準および手続きについては、毎事業年度継続して適用し、みだりにこれを変更しません。

- 定款例第5条において「その他の事業」を行う場合は（会計の区分）として、次のように新たに条文を設けます。「特定非営利活動に係る事業」のみを行う場合は記載する必要はありません。

（会計の区分）

第31条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計、その他の事業に関する会計の2種とします。

- 当初、特定非営利活動に係る事業のみ行っていた法人が、新たにその他の事業を行い、定款に当該事項を追記する必要が生じた場合は、条ずれを防ぐために第30条を次のように記載することも可能です。

（会計の原則）

第30条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って次のように処理します。

（１）…

（会計の区分）

第30条の2 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する会計、その他の事業に関する会計の2種とします。

**（事業報告、決算、事業計画、予算）** 

第31条 この法人の事業報告書および決算書は、毎事業年度終了後、速やかに作成し、監事が監査をおこない、理事会の議決を経なければなりません。

2 決算上剰余金を生じたときは、次の事業年度に繰り越すものとします。

3 事業計画および予算は、理事会の議決を経なければなりません。事業計画および予算は、理事会の議決で変更できるものとします。

4 前項の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができます。

5 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなします。

予算管理を行うか否かは法人の任意です。予算管理を行わない場合または内規等で予算管理を行う場合は、記載しなくてもかまいません（平成15年法改正により「予算準拠の法則」は削除されています（法27一）。）。

**（事業年度）** 

第32条 この法人の事業年度は、毎年【4】月【1】日から翌年【3】月【31】日までとします。

「月 日」については、法人が規定します。

## 第8章 定款の変更、解散および合併

**（定款の変更）** 

第33条 この法人が定款を変更しようとするときは、社員総会において正会員総数の【2】分の【1】以上が出席し、その出席者の【2】分の【1】以上の多数によって議決しなければなりません。

2 変更を議決した事項が以下の事項に該当する場合には所轄庁の認証を得なければ効力を生じません。

(1) 目的

(2) 名称

(3) この定款第4条に記載した特定非営利活動の種類および第5条に記載した特定非営利活動に係る事業の種類

(4) 主たる事務所およびその他の事務所の所在地（所轄庁変更を伴うものに限ります）

(5) この定款第6条第1号、第7条、第8条および第9条に記載した社員の資格の得喪に関する事項

(6) 役員に関する事項（役員の定数に関する事項を除きます）

(7) この定款第18条から第23条までの会議（社員総会）に関する事項

(8) その他の事業を行う場合における、その種類の事業に関する事項

(9) 解散に関する事項（残余財産の帰属すべき者の事項に限ります）

(10) 定款の変更に関する事項

3 前項の規定により所轄庁の認証を得なければならない事項以外の定款変更をしたときは、所轄庁に届け出なければなりません。

第1項…定款変更の際には、原則として正会員総数の2分の1以上が出席し、その出席した正会員の4分の3以上の議決が必要です（法25）。ただしこの定款例のように特別の定めを置き、要件を緩和することができます。

第2項…所轄庁の認証を得る必要のない事項は、議決した時点で効力を生じます。

**（解散）**

**第 34 条** この法人は、次に掲げる事由により解散します。

- (1) 社員総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続き開始の決定
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 社員総会の決議によって解散するときは、正会員総数の【2】分の【1】以上の議決を得なければなりません。

3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければなりません。

第1項…法 31

第2項…解散の際には、正会員総数の4分の3以上の賛成がなければ、解散の決議をすることができません。ただしこの定款例のように特別の定めを置き、要件を緩和することができます。（法 31 の 2）。

（残余財産の帰属）

**第 35 条** この法人が解散（合併または破産による解散を除きます。）したときに残存する財産は、法第 11 条第 3 項に掲げる者（①他の特定非営利活動法人②国または地方公共団体③公益社団法人または公益財団法人④学校法人⑤社会福祉法人⑥更生保護法人）のうち、【解散社員総会において議決した者】に全額譲渡するものとします。この法人の役員および会員に分配することまたはその議決した者以外の者に譲渡することは許されません。

【 】には、「解散社員総会において選定した法人」と規定した場合においても、①～⑥から選定しなければなりません。

帰属先を定めない場合、または帰属先が明確でない場合は、国または地方公共団体に譲渡されるか国庫に帰属することになります（法 32②③）。

詳しくは、本ガイドブック P.14 をご覧ください。

（合併）

**第 36 条** この法人が他の特定非営利活動法人と合併しようとするときは、社員総会において正会員総数の【2】分の【1】以上の議決を経たうえで所轄庁の認証を得なければなりません。

合併の際には、正会員総数の4分の3以上の賛成がなければ、合併の決議をすることができません。ただしこの定款例のように特別の定めを置き、要件を緩和することができます。

## 第 9 章 公告の方法

（公告の方法）

〈 例 1 〉

**第 37 条** この法人の公告は、官報に掲載して行います。ただし、法第 28 条の 2 第 1 項に規定する貸借対照表については、【内閣府ポータルサイト（法人入力情報欄）】に掲載して行います。

## 〈例2〉

**第37条** この法人の公告は、官報に掲載して行います。ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表および法第35条第2項に規定する合併の認証後の異議の申し出の公告については、【この法人のホームページ】に掲載して行います。

## 〈例3〉

**第37条** この法人の公告は、官報に掲載して行います。ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表については【内閣府ポータルサイト（法人入力情報欄）】に、法第35条第2項に規定する合併の認証後の異議の申し出の公告については、【この法人の主たる事務所の掲示場】に掲載して行います。

- 「公告」とは、第三者の権利を保護するために、第三者の権利を侵害するおそれのある事項について広く一般の人に知らせることです。
- 次の4つについて公告の義務があります。
- ① 解散にかかる債権の申出の公告（法31の10④）
  - ② 破産手続開始申立の公告（法31の12④）
  - ③ 合併の認証後の異議の申出の公告（法35②）
  - ④ 貸借対照表の公告（法28条の2関係）
- このうち、①と②については、官報での公告が義務づけられています。
- 例1～3についての説明は以下のとおりです。
- 例1）上記①②③を官報のみで行い、④を【内閣府ポータルサイト（法人入力欄）】で行う  
 場合例2）上記①②を官報のみで行い、③④を【この法人のホームページ】で行う場合  
 例3）上記①②を官報のみで行い、③を【この法人の主たる事務所の掲示場】で、④を【内閣府ポータルサイト（法人入力欄）】で行う場合。  
 （③は、内閣府ポータルサイトやCANPANでは公告できません。）
- 貸借対照表の公告の方法は、次の4つから選びます。
- ①官報（法28の2①一）
  - ②日刊新聞紙等（法28の2①二）
  - ③電子公告（法人のホームページ等のインターネット上のウェブサイト）  
 （法28条の2①三、法規3の2①）
  - ④法人の主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示（主たる事務所の掲示場や入り口付近など）  
 （法28条の2①四、法規3の2②）
- 詳しくは、本ガイドブックP.26、P.27をご覧ください。

## 第10章 事務局

### （事務局の設置）

**第38条** この法人に、事務を処理するため、事務局を設置することができます。

**2** 事務局長および職員の任免は、理事長が行います。

**3** 事務局の組織および運営に関し必要な事項は、理事長が別に定めます。

- 事務局を設置するか否かは、任意です。

## 第 11 章 雑則<sup>任</sup>

（理事会への委任）

**第 39 条** この定款に定めるもののほか、この法人の運営に必要な事項は理事会の議決により定めます。

### 附則

- 附則は、法人設立当初で決まっていなければならない事項を定めたものです。原則として、一度規定した附則の変更・削除はできません。特に、設立当初の附則は変更できません。また、設立当初の附則は、設立総会の議決内容と整合します。
- 定款の変更をした場合は、現行附則の下に改正附則を追加し、施行日を記載します。
- 詳しくは、本ガイドブック P.37「定款の附則について」をご覧ください。

**1** この定款は、この法人が特定非営利活動法人として成立した日から施行します。

**2** この法人の設立当初の役員は、次のとおりとします。<sup>絶</sup>

理事長 ○○○○  
副理事長 ○○○○  
理事 ○○○○  
監事 ○○○○

- 設立当初の役員は定款に記載しなければなりません。（法 11②）役員名簿と一致します。

**3** 設立当初の役員の任期は、第 14 条第 1 項の規定にかかわらず、成立した日から【 】年【 】月【 】日までとします。

- 設立当初の役員の任期は、2 年以内です（法 24①）。
- NPO 法には、「設立当初の役員は、定款で定めなければならない。」という規定はありますが、その当初の役員の任期満了日まで定めなければならないという規定はありません。当初の役員の任期満了日を附則で定める事は任意です。定款例の附則で当初の任期満了日を定める規定が設けられている意味は、次の 2 つです。
  1. 任期を 2 年としていてもその役員が、本当に役員にふさわしいかどうかを会員が早めに判断できるように任期満了以前に改選の機会を持たせるため。
  2. 附則で任期を定めていなければ、改選時が設立時から 2 年となり、法人の社員総会開催時と改選時がずれる可能性があり、改選を失念することが考えられるため。

**4** この法人の設立当初の事業計画および活動予算は、第 31 条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによります。

**5** この法人の設立当初の事業年度は、第 32 条の規定にかかわらず、成立の日から【 】年【 】月【 】日までとします。

- 定款で定めた事業年度末日と合わせます。ただし、設立認証期日が事業年度の終期の直前である場合などは、定款設定の事業年度を超えても（数ヶ月分を翌事業年度に含めても）かまいません。

**6** この法人の設立当初の入会金および会費は、次に掲げる額とします。

(1) 正会員入会金 ○○○円  
正会員会費 ○○○円（1 年間分）

**(2) 支援会員入会金 〇〇〇円**  
**支援会員会費 〇〇〇円（1年間分）**

- 設立当初の入会金および会費の額については、設立総会で決定し、附則に会員の種別ごとに記載します。入会金等がなければ記載しません。